

令和7年度川根本町高齢者の歩行等の運動習慣化による介護予防事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務内容等

- (1) 業務目的
高齢者の歩行を中心とした運動・スポーツの習慣化を促進し、健康関連機器の ICT 活用による介護予防と健康寿命の延伸を図ることを目的とする。
- (2) 業務名
令和7年度川根本町高齢者の歩行等の運動習慣化による介護予防事業業務委託
- (3) 契約者
川根本町長
- (4) 業務内容
別紙仕様書に記載
- (5) 業務期間
令和7年10月27日（月）から令和8年3月31日（火）まで
- (6) 契約限度額
4,765,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (7) 担当課及び書類等提出先
〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627
川根本町役場 高齢者福祉課 長寿介護室
（電話番号）0547-56-2234 （FAX）0547-56-1117
（電子メール）koreisha-fukushi@town.kawanehon.lg.jp

2 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (3) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (4) 参加者又はその役員等が、川根本町暴力団排除条例（平成24年9月19日第17号）第2条第1項第1号から第3号までに規定する者に該当しないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公募開始日から企画提案特定の日までに、川根本町入札参加停止等措置要綱（平成18年訓令第14号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 提案予定のシステムについて、他の自治体での採用実績があること、又は他の事業において他自治体との業務実績があること。公表できる範囲で実績を会社概要（様式3）に記載すること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマーク等の公的認証を取得していること。

3 企画提案の手続き

- (1) スケジュール

ア 実施要領の公表	令和7年9月18日（木）
イ 質問受付期限	令和7年9月25日（木）正午
ウ 質問回答期限	令和7年9月30日（火）午後5時
エ 参加意向申出書の提出期限	令和7年10月1日（水）午後5時
オ 企画提案書の受付期限	令和7年10月15日（水）午後5時

カ プレゼンテーション

令和7年10月22日（水）

キ 審査結果の通知

令和7年10月24日（金）

(2) 質問の受付・回答

ア 提出方法 質問書（様式2）に記入し、Eメールにて提出してください。

※電話等口頭による個別の対応は一切行いません。

※Eメール送信後、高齢者福祉課に電話にて確認をしてください。

イ 提出期限 令和7年9月25日（木）正午必着

ウ 提出先 高齢者福祉課

エ 回答 令和7年9月30日（火）午後5時に町ホームページにおいて質問・回答を掲載します。

(3) 企画提案書の受付

ア 提出方法 提出書類を郵送又は持参で提出してください。

※電子ファイル形式一式もEメールにて提出してください。

イ 提出期限 令和7年10月15日（水）午後5時必着

ウ 提出先 高齢者福祉課

エ 提出書類 正本1部、副本5部（副本は写しで可）

【提出書類作成要領】

提出書類等	留意事項
公募型プロポーザル 参加意向申出書（様式1）	・ 企画提案は1事業者1件とすること。 ・ 提案者以外の事業者等と連携して業務を遂行する場合は、協力事業者名を明記すること。
会社概要（様式3）	・ 会社の概要について明記すること。 ・ 提案予定のシステムについて他自治体採用実績を公表できる範囲で記載すること。
企画提案書（任意様式）	・ 体裁は原則A4版（A3版折込可）で、横書きとすること。 ・ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載のこと。 ・ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字のポイント数は原則11ポイント以上とすること。
業務工程表（任意様式）	・ 本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載すること。
見積書（様式4） 見積明細書（任意様式）	・ 様式4に提案額を記載し、見積明細書を任意様式にて添付すること。

(4) 審査の実施

ア 実施日時 令和7年10月22日（水） 午前10時00分から正午（予定）

イ 実施方法 提案内容のプレゼンテーション（Zoom等によるオンライン参加も可）を行い、15分の提案説明と10分の質疑応答（予定）とする。
審査員が採点し、評価点数が最も高い提案者を優先交渉受託候補者とする。

ウ 結果通知 令和7年10月24日（金）に参加者全員へEメール又は郵送で通知する。
※審査の結果について異議の申立てには応じません。

エ 評価基準 別表1「評価項目及び配点」を参照してください。

4 契約の締結

(1) プロポーザル審査会により受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結します。

- (2) 協議が不調のときは、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行います。
- (3) 契約締結日は、令和7年10月27日（月）を予定しています。
- (4) 契約保証金は免除します。

5 失格条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) プロポーザル実施要領に指定する条件に適合しないもの。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他、指示した条件に違反する等、事務局が不当と認めるもの。

6 その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (3) 川根本町は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払いません。
- (4) 契約を締結する提案者が提出した企画提案書等一式は、川根本町情報公開条例第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となる場合があります。

7 関連資料

- (1) 歩行習慣化促進事業業務委託仕様書
- (2) 評価項目及び配点
- (3) 各種様式
 - ア 様式1 参加意向申出書
 - イ 様式2 質問書
 - ウ 様式3 会社概要
 - エ 様式4 見積書
 - オ 様式5 誓約書

別表 1 評価項目及び配点

評価項目	評価の基準	評価 (点)
1 方針・手法	業務の目的や内容を踏まえ、仕様書と整合性のある、的確なビジョンに基づいた方法が提案されているか。	1 ～ 5
2 企画力・説得力	本業務の遂行に対して明確なビジョンを持ち、独自性や創造性をもって立案しているか。	1 ～ 5
3 適切性・実現性	実施方法が本町の特性を踏まえたものであり、業務の目的を達成できる内容となっているか。また、その実施方法に実現不可能な内容が含まれていないか。	1 ～ 5
4 実施体制	業務内容に基づき、必要な担当者と人員が確保されているか。また、十分な実施体制が整っているか。	1 ～ 5
5 実施 スケジュール	仕様書の記載内容を踏まえて、適切に業務が遂行できるスケジュールとなっているか。	1 ～ 5
6 総合力	過去の受託実績やノウハウなどを踏まえ、総合的に判断して受託者としての能力があるか。	1 ～ 5
	合 計	最高 30